

交通安全 INFORMATION

2025
Summer

令和5年7月1日施行、改正道路交通法及び関連法に準拠した
特定小型原動機付自転車(電動キックボード等)は、
16歳以上は免許不要で運転できるので
正しい交通ルールを知っておくことが重要です!



● 特定小型原動機付自転車の交通違反の検挙状況 ●

特定小型原動機付自転車による
交通違反は大幅に増加しています。

◆ 検挙件数の推移

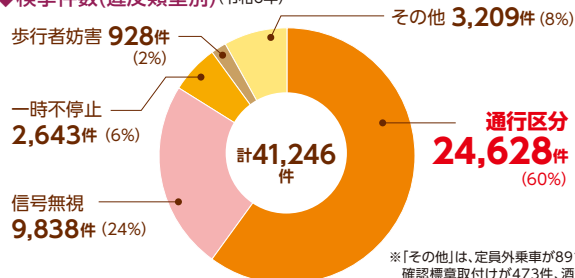
令和5年
(7月～12月) **7,130件**

令和6年 **41,246件**

※いわゆる「電動キックボード」については、令和5年7月に施行された改正道路交通法により、構造上の最高速度が20km/h以下であるなどの一定の要件を満たすものが「特定小型原動機付自転車」と規定された。

通行区分違反が6割を占め、
次いで、信号無視が24%を占めます。

◆ 検挙件数(違反類型別)(令和6年)



※「その他」は、定員外乗車が891件、確認標準取付けが473件、酒気帯び運転が378件等。

第6回 スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループ 議事次第(資料1/警察庁 御提出資料)より

そこで!

基本的な交通ルールを学習するために、JA共済のオリジナルコンテンツを是非、ご活用ください!

特定小型原動機付自転車
(電動キックボード等)

正しく乗る～ル!



point

特定小型原動機付自転車を安全に運転するために必要な
交通ルールを動画やチラシで学べる!

読んで学べる

こちらも
チェック!

警察庁YouTube



特定小型原動機付自転車とは



知ってる? 標識や交通ルール

30m手前から右にウィンカーを出す
交差点の曲がり方を様々な視点で

歩道を通行する際の注意点



啓発チラシ



特定小型原動機付自転車の基本的な交通ルール
等の啓発動画が掲載されています。

特定小型
原動機付
自転車とは



特定小型
原動機付自転車
の基本的な
交通ルール

YouTubeチャンネル 警察庁/NPA

<https://www.youtube.com/npa9375/featured>

<https://social.ja-kyosai.or.jp/tokuteikogata/>


JA共済 地域貢献活動HP「ちいきのきずな」では、さまざまな
交通安全啓発コンテンツを掲載しています。

JA共済 ちいきのきずな

